

## その他の資本剰余金論

——企業会計原則・商法規則に関連づけて——

高野美之

### 一 はじめに

わが国企業会計の理論的・実践的規範ともいべき現行「企業会計原則」は一般原則三において「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない」と規定している。企業会計原則では、しかし資本取引とは何であるか、損益取引とは何を意味するかについては、何らの定義を与えていないし、会計学者の間でも論議のまとである。したがってまた、両取引から発生する利益剰余金・資本剰余金の定義、両剰余金に属する発生源泉別項目についても、会計実務のなかに成立する公正妥当な会計慣習ならびにこれを基礎として成立している会計理論に委ねられているのが現状である。

われわれの見解によれば一般原則三にいう損益取引とは利益・収益（控除項目としての損失・費用を含む）の発生源泉をなす営業活動および営業外活動、前期繰越利益剰余金に加減せらるべき利益剰余金調整項目としての期間外損益取引、さらには利益の留保および社外流出取引の三つを含むべきものと解し、したがって利益剰余金は、処分済利益剰余金（利益準備金、各種の任意積立金）と未処分利益剰余金（繰越利益剰余金、当期純利益）を含むものである。資本取引とは、

企業の自己資本の増減・修正・助成に関する財務活動を意味する。それは仕入・生産・販売という資本の循環・増殖運動に結びつく損益取引から明瞭に区別される。資本取引の典型的な場合は(イ)資本金の増減、(ロ)増資によるプレミアム部分の取引、(ハ)減資・合併による差益部分の取引、(ニ)資本金修正のための財産評価替取引、(ホ)資本的支出に充てられる国庫補助金、工事負担金、資本補填を目的とする贈与または債務免除益、貨幣価値の変動に基づき生じた保険差益、などの繰入・取崩しを意味するものと解され、かかる意味の資本取引から発生した資本剰余部分が資本剰余金である。いづれにせよ利益剰余金と資本剰余金とを厳密に区別することは、会計のもつとも基本的な命題に関するものであり、こうした区別はまた「資本と利益の区分」とも言われている。本来資本剰余金に属する項目を利益剰余金として会計処理することになればそれは「資本の利益化」を意味し、利益処分を通じて企業外に流出すれば、利益の分配という仮面をよそうことにより企業資本の侵蝕弱体化を来たすことにならうし、反対に本来利益剰余金に属する項目を資本剰余金として処理すれば、「利益の資本化」を意味し資本の仮空過剰計上と利益の隠蔽を招来し、処分可能利益を過小化するであらう。換言すれば、「資本と利益」を厳密に区別計算してはじめて真実の損益計算を行なうことが可能になるとともに、他面では企業が存続していくための実質的な資本維持をはかることを可能にするものと言い得るであらう。

ところで問題は、このうちの資本剰余金であるが、企業会計原則はいま述べたごとくこれにつき何等の概念規定をなさず、わずかに同原則注解(中)において、資本剰余金とは「株式発行差金(額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益、再評価積立金、会社更正及び整理等に基づき生じた固定資産評価差益、資本的支出に充てられた国庫補助金(建設助成金)及び工事負担金、資本填補を目的とする贈与剰余金又は債務免除益、貨幣価値の変動に基づき生じた保険差益等資本取引によって生じる剰余金」とし単に項目を一括例示するにとどまり、その資本取引に基づく源泉別分類を規定していない。しかし会計学の通説によれば資本剰余金は次の如く分類されているし、<sup>(一)注)</sup>財務諸表準則の貸借対照表準則

第五十九においても「資本剰余金に属する科目は、資本準備金、再評価積立金、その他の資本剰余金に區別して記載する」ことを要求している。

- (1) 商法による資本準備金——株式発行差金、無額面株の払込剰余金、減資差益、合併差益
- (2) 資産再評価法による再評価積立金
- (3) その他の資本剰余金

(注一) 資本剰余金をかくのごとく三つに分類することは、あくまで会計学の通説であつて異説もまた多い。なかでも資本剰余金をその源泉とする資本取引の内容にもついで(1)払込に基因する剰余金、(2)贈与に基因する剰余金、(3)評価に基因する剰余金に三分類のが合理的であるとする会計学者が多い。

われわれの論述のテーマは、これらの資本剰余金のうちのその他の資本剰余金だけである。この「その他の資本剰余金」については会計学上多くの重要な問題を含んでいるし、論議も多岐にわたるところであるが、いまふれた如く、その他の資本剰余金そのものの分類項目を否定したり無視する論述が多数を占めているのが、わが国会計学界の現状である。特にこの「その他の資本剰余金」の財源内訳項目にいたっては、多くの意見が分れておりいまだ定説がない。私見によれば後述の如く、資本剰余金の構成内容としての「その他の資本剰余金」の項目を否定することは、現行企業企業原則に準拠する限りは大きな疑問であり、その内訳項目についても充分論議し検討するに値いする多くの会計理論を内包しているものと思考する。それ故先づ第一に、現行企業会計原則、財務諸表準則やわが国会計学者の所論を検討しながらこの「その他の資本剰余金」の内訳項目の一つ一つについて詳細に考究したい。

ところが企業の財務計算はすべて商法に準拠して行われる。したがつてわれわれとしても商法及び商法規則の立場からこの「その他の資本剰余金」の問題を検討する必要があると考へる。後述の如く商法規則第三十四条では「資本の部は資

本金、法定準備金及び剰余金の各部に区分しなければならぬ」としている。商法規則ではもっぱら法律上の定めがあるかどうか、という資本項目の法律的意思がその分類基準とされている。このため商法規則と企業会計原則との間には、資本項目の区分に関して大きな食い違いが生れている。それはとくに「その他の資本剰余金」についてみられる。この種資本剰余金に関する限り、商法ないし商法規則は互いに全く異なった見解をとり、商法改正（昭三七・四）、企業会計原則一部修正（昭三八・十一）の場においても最後まで一致するに至らず、未調整のまま問題を持ち越されることになった。それでは商法および商法規則では企業会計原則における「その他の資本剰余金」をいかに会計処理すべきか、またその会計処理の結果の貸借対照表記載をどのようにすべきかが問われなければならない。これがわれわれの第二のテーマである。

最後に昭和四十四年十二月企業会計原則ならびに同注解の修正案が発表された。もとよりまだ試案の段階であり、これが完全に実施されるかどうかは、現時点では何んとも言いが、実施される公算はきわめて強い。後述の如くこの修正案では、とくに剰余金に関する限り、資本剰余金と利益剰余金の区別をみとめながら、剰余金を「資本準備金、利益準備金及びその他の剰余金に区分して記載する」ことを要請し、剰余金とくに資本剰余金につき根本的な修正を試案している。それゆえわれわれとしては、この企業会計原則及び同注解の修正案の見地から「その他の資本剰余金」の問題を検討する必要がある。これがわれわれの所論の第三のテーマである。

以下この順序にしたがって、いわゆる「その他の資本剰余金」の問題を検討してゆきたい。

(1) 山根忠恕著・近代会計理論、二二七頁。木内佳市、横山和夫共著・増補実践企業会計原則、八四頁。沼田嘉穂著・会計学教科書、一八一頁。高松和男著・財務諸表論、一八二頁。阪本安一著・新版財務諸表論、一四六頁。太田哲三著・会計学原理、一二七頁。

(2) 山根忠恕・前掲書、二二六頁。高松和男・前掲書、一八三頁。高松和男著・持分会社論、一一四頁。染谷恭次郎著・現代財務会計、一三六頁。丹羽康太郎著・資本会計、七五頁。

## 二 現行企業会計原則におけるその他の資本剰余金

現行企業会計原則ならびに同注解においては資本剰余金の区分基準としての「その他の資本剰余金」の名称はどこにもない。<sup>(注1)</sup> わずかに同原則注解において、欠損填補のための資本剰余金及び利益準備金の使用順位として(第3順位)、固定資産評価差益(再評価積立金を含む)合併差益及び減資差益を財源とする資本剰余金(第4順位)、株式発行差金及び無額面株式の払込剰余金を財源とする資本剰余金、(第1順位)、(3)、(4)以外の資本剰余金と規定し正確には「その他の資本剰余金」の名称を用いていない。<sup>(注2)</sup>

(注1)(注2) 昭和二十四年七月公表された経済安定本部企業会計基準審議会の中間報告「企業会計原則」では貸借対照表原則において資本剰余金の区別基準として「その他の資本剰余金」を明示しているし、また昭和二十九年七月発表の企業会計原則注解において資本剰余金で欠損填補する場合の取崩しの第一順位として正式に「その他の資本剰余金」を掲げている。

しかしこのことは明らかに企業会計原則が資本剰余金の区分基準として「その他の資本剰余金」を一括して間接的ながらも認めていることを意味する。また企業会計原則注解において資本剰余金の構成内訳項目として、資本的支出に充てられた国庫補助金(建設助成金)及び工事負担金、資本補填を目的とする贈与剰余金又は債務免除益、貨幣価値の変動に基き生じた保険差益等資本取引によって生ずる剰余金を例示している。これらの資本剰余金の構成項目はもとより「その他の資本剰余金」の内訳項目であるから注解でも間接的ながら「その他の資本剰余金」を認めているわけである。しかし企業会計原則の細則ともいべき財務諸表準則では、前述の如く、その第三章貸借対照表準則第五十九において「資本剰余金に属する科目は、資本準備金、再評価積立金その他の資本剰余金に区別して記載する」とし、さらに同貸借対照表準則第六十二においては「その他の資本剰余金は、国庫補助金(建設助成金)、工事負担金、保険差益、自己株式の買取差

額及び売却差額、株主の贈与、債務免除益等を記載する。」と規定してその他の資本剰余金の財源別項目内容をも明示している。また財務諸表規則第六十三条において「資本剰余金に属する剰余金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該剰余金を示す名称を付した科目を掲記しなければならない。(一)資本準備金、(二)再評価積立金、(三)その他の資本剰余金」と規定し、さらに同取扱要領第三百三十六ではその他の資本剰余金の内訳科目として「資本補てんを目的とする財産贈与、債務免除等による剰余金、政府若しくは地方公共団体等の建設助成金若しくは補助金、貨幣価値の変動に基づいて発生した保険差益等をいうものとする」としてその構成項目を明示している。上記規則第六十二とこの規則取扱要領の内訳項目のちがいは、後者では自己株式の買取差額及び売却差額をその他の資本剰余金として認めていない点に注目すべきであらう。このことは後述で触れたい。

しかしこれらの「その他の資本剰余金」の内訳項目について簡単に資本剰余金として会計処理すべきかどうかについては、会計学者の間でも論議の分かれているところである。ゆえにわれわれとしても、以下詳細にこれらの内訳項目の一つ一つについて検討してゆきたい。論述のなかで明らかになるごとく、これらの内訳項目についてその内容によってはその他の資本剰余金に属する場合もあるし、利益剰余金に帰属する場合もある。これを峻別することが重要な会計問題でありわれわれの論議の焦点でもある。

その他の資本剰余金の源泉

(一) 国庫補助金または建設助成金

特殊の企業が国民経済的に必要な重要産業であるため、その振興維持のため政府または地方公共団体などから補助金や助成金を受けることがある。この種の補助金は大別して、(1)利子などの経費の一部の補給を目的とするものや、価額の維持を図るために製品原価を補償し価格差の補給を行なおうとするもの(価格差補給金)や、一定量の生産の達成にたいし

て与えられる奨励金のようなものと、(2)その企業の設備資産の建設を助成することを目的とする補助金の二つがある。前者はその支給が多の場合、ある期間継続的に行われ、もともと年々の利益助成を直接目的とするものであるから、それらをも資本援助としての補給金とみることには大いに問題であり、この種の補助金は利益剰余金として処理すべきである。財務諸表規則取扱要領第三百三十六でも、営業助成、利益補給などの目的で受け入れた価格差補給金その他の補助金などは利益剰余金に属するものとしている。これに反し建設目的のための補給金は、助成なくしては経済的に引きあわない企業で、しかも助成によつて建設を促進することが社会的に必要な企業にたいして行われるものであるから、その交付は企業側から見ればそれだけ資本そのものの抛出とみて自らの資本を維持することが健全な処理と認めて資本剰余金となるのである。これを利益剰余金とすれば、企業の収益として処分され建設資金助成者の意図に反して資本の充実に害するおそれがある。企業会計原則注解(四)でも国庫補助金、建設助成金一般を資本剰余金としているのではなく、とくに「資本的支出に充てられたもの」という限定をつけて、そのようなものだけに限っている。逆言すれば資本的支出に充てられない建設助成金などは資本剰余金とはならない。(注3)

(注3) 飯野利夫教授によれば建設助成金の資本剰余金性について、注解(四)の「資本的支出に充てられたもの」に限定することの当否について論じ、今日支出されている建設助成金は決して資本助成を目的とするものでなく「今日支出されている建設助成金の殆んどすべてが、資本助成というよりはむしろ公共的性格を多かれ少なかれもっているようである」として批判されている。しかし公共的性格を有する国家などからの補助金だからこれを配当などに流出処分されることのないようにこれを資本剰余金として会計処理すべきであろう。そこに剰余金区別の原則の会計学上の重要性がある。

要するにわれわれは建設助成金は企業の利益そのものを直接補助する助成金をのぞき、資本剰余金とくにその他の資本剰余金として会計処理すべきことを強調したい。会計学者の所論もこの種の国庫補助金、建設助成金を資本剰余金とするのが支配的である。もっとも「その他の資本剰余金」の構成項目とせず、贈与に基因する資本剰余金と説く学者が多い。(注4)

しかし資本助成を目的とする建設助成金・国庫補助金の資本剰余金説に反対する会計理論もないでもない。その一つは国庫補助金目的の如何を問はず、すべてを利益剰余金となすべきものとなす説である。その二つは税法にいう圧縮記帳説である。沼田嘉穂教授によれば「会計理論の上から見ても国庫補助金を資本剰余金とすることにはかなりの疑問がある。補助金を利益剰余金として計上すれば、あるいは配当金などに処分され補助金の目的が破壊されることもありうる。しかし補助金をその対象となる資産の取得原価から控除計算すれば、貸方に剰余金は示されないから処分問題を生ずるおそれはない。この場合目的たる資産が補助金額だけ、いわゆる圧縮記帳される。この結果、資産の実際原価について減価償却計算が行なわれず、資産の維持が不可能となる。しかし国家等が補助金を与える企業は収益力が低く……(中略)……収益力が低いということは資産の取得原価から補助金額を控除した圧縮価額についてのみようやく減価償却費の計上を行なう、資産の原価総額を基礎とした減価償却費を負担することは不可能な筈である。且つその資産の耐用命数が終り、代り資産を取得するときには、国家がその企業の育成価値を認める限り、再び補助金を給与する筈である。このため資産の原価総額を回収する必要はない。……(中略)……以上の主張により国庫補助金については圧縮記帳(または引当法による記帳)に多分の真理があり、企業会計原則の資本剰余金説は原則的には妥当性を認めえない」とされている。

このような圧縮記帳説に対しては批判の余地が多い。圧縮記帳による場合、設備資産の取得価額が補助金だけ圧縮されるから圧縮価額に対し減価償却が行なわれ、減価償却費がそれだけ少なく計上され、他の事情が等しければそれだけ毎期の利益を過大に計上する結果となり、これを長期的に観察するとき、資本助成金額に対して全面的に課税せられるのと同様の結果をもたらす。さらにまた減価償却費の過少計上は、その耐用期間終了までの減価償却による留保資金の過少化を招来し設備の更新取替えを不可能とする。このことは結局においては、本来資本剰余金の性格をもつ建設助成金の一部が課税の形において国家に、一部は配当所得の形において株主に帰属し、その残部は留保利益として企業に残留すること



により間接的に利益に振替えるのであるから、序論でも明らかにした如く「資本の利益化」を招き圧縮記帳された額に見合う資本剰余金の財源の大部分が企業から流出して消失することを意味する。このような当該助成金を企業から利益剰余金のかたちで流出して失うような、あらゆる会計処理は極力排斥しなければならないであらう。すなわち建設助成金は、その助成を受けた当該企業において企業資本として永久に保持することが要請せられるものといわねばならない。この企業の資本維持という要請からも建設助成金は資本剰余金の性格をもつものと考え、助成当初にこれを「建設助成金」科目をもって「その他の資本剰余金」の一項目として取扱う方式を適切なものと考え。

## (二) 工事負担金

電気・電話・ガス・水道・交通業などの公営事業が新規需要者から必要な施設を設けるための現金、資材、土地などの提供を受けることがある。これを工事負担金といい、国庫補助金と似た性格をもつものである。これらの公共的事業は巨額の資金を必要とし、どうしても将来それを利用する者から援助を受けなければ実現困難な場合があるし、また現行公定料金からみる限りでは、新規施設のための投資は到底引き合わない場合がある。これらの場合に企業の外部の施設利用者などから提供された資金等が工事負担金であって、その性格については利用者からの資本助成のための抛出とみなされる。すなわちその本質が資本援助であるかぎり資本剰余金に計上されるのであり、その他の資本剰余金の構成項目となる。ただし電気水道事業等における工事負担金が、毎事業年度均等的に生じ、それが実質上資本助成を目的としないで、費用補償とか収益の補助的任務をもつとか、ないしは直接配当財源に供するためとかである限り、その贈与をうけた事業年度の利益(剰余金)とすべきである。

しかし工事負担金の本質については、その資本剰余金性(多くの会計学者はこれを国庫補助金と同じく贈与資本剰余金の一種と考えている)を否定し、または利益(利益剰余金)を意味するものでもなく正しくは一種の費用の前受(前受費

用Ⅱ前受収益」とみる見解もあり、また負債性引当金とする学説もある。しかし工事負担金の目的ないし用途が資本助成であるかぎり、収益として処理すべきではない。その形態が固定資産であっても流動資産であっても—もとよりこの場合は正当な価額で評価されるが—それを問題とする必要はないが、注解(四)に明記する如く、資本的支出にあてられることを目的とする場合に限り資本剰余金ないしはその他の資本剰余金の一項目となると解すべきである。

(注) 飯野教授は国庫補助金、工事負担金の資本剰余金性につき「資本的支出にあてられた」との限定字句につき疑義をいだかれ、重要なことは贈与されたもの—国庫補助金工事負担金—がどのように使用されたかということではなく、何故贈与が行なわれたかということである。注解(四)の如く解釈すれば営業助成を目的とした贈与であっても資本的支出に充てれば資本剰余金となる。それ故に用途を強調することは不合理を生ずる。たとえば「資本助成を目的とする」とでもいうように贈与目的をもって、国庫補助金工事負担金を資本剰余金と利益剰余金とに区別するための基準とすべきではあるまいか、といわれている。われわれも全くこの意見には賛同する。もっとも資本助成を目的とする国庫補助金、工事負担金は結局は資本的支出に充てられることを予想しているのである。しかしこれに対しては反対説もある。たとえば高松和男教授は「その企業における工事負担金の使用が資本的支出にあてようとする収益的支出にあてようとそれも本質的な問題でない」とされている。前掲工事負担金を費用の前受(前受費用Ⅱ前受収益)とみる説、負債性引当金説も工事負担金が収益的支出にあてられるものをも含んでいると前提しているものと考えざるをえない。この意味でもわれわれはこれらの異説には賛同し難い。

### (三) 資本補填のための贈与、債務免除益

会社の業績が不振で欠損が続く場合や、会社再建の場合などに会社の役員や一部の株主が現金その他の私財の提供を行なうことがないでもない。このような場合における株主等からの贈与は、これを欠損の填補にあて会社の存続をはかることを目的とするものであるから、それは現物出資ないし法的な払込方法によらない追出資の意味をもつものであり、資本剰余金の性格をもつものである。

また同様業績不振で欠損の累積がある場合、一般債権者が同社に対する自己の債権の一部もしくは全部の回収を断念す

ることもある。この債務免除自体が欠損の填補を図るものである以上同じく資本剰余金としてその他の資本剰余金の一項目を構成する。しかし反対に欠損填補を目的とせず、利益補給配当補給などの目的で受入れた財産贈与益、債務免除益は利益剰余金に属するものとして処理すべきである。

要するに、私財提供益や債務免除益をその他の資本剰余金として処理する場合は、会社が欠損を生じしかもそれが累積しているような事情にあるとき、会社の再建をはかる目的でなされた場合に限るべきである。注解(4)がこれらを資本剰余金——その他の資本剰余金として計上処理する条件として「資本補填を目的とする贈与剰余金又は債務免除益」という資本補填とは、欠損補填の意味にはかならないと解すべきである。

#### (四) 保 險 差 益

損害保険をつけた建物、機械装置などの設備資産が火災その他の災害によって滅失した場合、填補された保険金額がそれら設備資産の帳簿価額を超えることがある。この超過額を保険差益という。

いうまでもなく、企業の所有する設備資産は帳簿上では原則として取得原価主義に基づく記帳がなされており、しかもそこには一定の償却方法による推定あるいは仮定に立脚する予定計算たる減価償却計算が加えられているから、その帳簿価額は一般に時価を表現するものではない。そのうえインフレーション時にはその時価が著しく騰貴するのが普通であるから、帳簿価額と時価との間には著しい隔たりが生ずることが考えられる。もちろん資産再評価法によって、それらの設備資産にたいして再評価が行われたのであるが、現状では依然としてこの隔りは大きいといつて差支えない。ところが保険契約の方は、それら帳簿価額の如何を問はず、時価にもとづく金額によって行われるのが普通であるから、保険金額と帳簿価額との間にはかなりのプラスの差額すなわち保険差益が生ずる。かかる意味の保険差益をただちにその他の資本剰余金として会計処理することには問題がある。それが貨幣価値の変動に基づき発生したものであれば、再評価積立金と同

じく資産に投下されている資本価値の修正の結果として資本剰余金とすべきである。前述の如く財務諸表規則取扱要領第百三十六や企業会計原則注解(七)が、保険差益の資本剰余金性を指摘するにあたって、とくにこれに「貨幣価値の変動に基づき生じた」という限定語句を冠しているのはこの意味において正しい。<sup>(七)</sup>これに反して「固定資産売却益」の場合と同様に、過去の年度における減価償却が過大になされたことの結果として減失時の帳簿価額がそれだけ不当に低くなっていることに由来する保険差益は、それが過去の過大償却分の顕現化した過去の損益計算の修正を意味する部分として、資本剰余金であるというよりも、むしろ利益剰余金——繰越利益剰余金の増加の性格を有するものと解すべきである。<sup>(八)</sup>

(注) 保険差益が資本剰余金として取扱われるためには、それが貨幣価値の変動から生じたことの条件のほかに、その差益が当該減失資産の再建設に投資されることを前提とする条件を加味する会計理論もあるが、われわれはこの説には賛同し難い。

#### (四) 自己株式売却差益

株式会社が自社の株式を取得して所有するとき、これを自己株式という。わが国では自社発行の株式の取得は原則としてこれを禁止しているが、この原則を貫くときは会社の運営上支障をきたす場合があるので、特定の場合に限って例外として次の四つの場合につき認めている(商法第二百十条)。その一つは資本減少の規定にしたがい、有償または無償で自己株式を消却するため取得する場合であり、第二は会社が他会社を合併または買収した場合に被合併会社の資産の中に、合併または買収会社の株式が存在する場合に生じ、第三は債権の肩代わり、担保流れなどのために債務者が資産として保有する自己株式を引取るなど、会社の権利の実行にあたりその目的を達する必要上これを取得するという場合であり、第四は営業権の譲渡、合併などに反対する株主の救済手段として認められた買取請求権により、その株主の所有する自己株式を取得する場合をいう。

自己株式の会計処理、したがってまた取得再売によって生ずる自己株式売買損益の会計上の本質については、自己株式

を貸借対照表上資産とみるか、資本金に対する評価勘定ないしは資本金の減少を示すものとみるかによって論議がわかれている。前者の立場に立つ会計処理は、取得のとき取得原価で自己株式勘定の借方に記入し、その株式が後日ふたたび手もとを離れるまでは利益も損失も認識しないで置き、再売却分にさいしてはじめて取得原価で貸方記入し、原価と売却との差額を自己株式売却益（損）として計上するのである。この原価法による処理は、自己株式の取得処分の各取引を一体的なものと考え、基本的には会社と株主との間の取引であり、その売却益は普通の有価証券の売却益と異なり資本取引から生じたものであり、株主の払込金額たる株式発行差金や払込剰余金と同様の性質をもつものと考えるから、通常の営業利益と区別して資本剰余金として取扱うべきだとする。ただし売却差損を生じたときは、当該自己株式に相当する株式発行差金ないし払込剰余金にチャージし、それらの資本剰余金がないとき、ないしはその不足額を利益剰余金に課すべきだとする。しかし自己株式に資産性を認めることは会計理論的に困難であり、とくに消却のため保有する場合は全く不合理である。また自己株式の取得再売が株主との間の取引であるから資本取引であり——これは全く商法学的な考え方である——自己株式売却益はかかる資本取引から生じた剰余であるから資本剰余金と認めることには、特に自己株式の資産性を認める点からいささか論理の矛盾、飛躍があり到底賛同し難い。

これに反し自己株式を資本金の相殺勘定とみる立場からは、自己株式の取得は資産の取得を意味するものではなく、発行済資本金の減少を示す。発行済資本金は額面で記載されているから、取得した自社株式は資本金の減少を示すために、取得価額の如何にかかわらず額面価額で自己株式勘定に借方記入し、取得価額との差を自己株式買取損又は買取益として処理し、自己株式の保有が極めて一時的のものであることから、買入れと再売とを相関連させて取得時に生じた買取差額を売却時の額面価額と売却価額との売却差益または売却差損と加減相殺し、両者の差額が差益のときは資本剰余金に振替え、差損のときは上記原価法と同じ処理をなすべきだとする。この所論は前の見解にくらべ、自己株式を資本金の評価勘

定と認めるかぎりでは、自己株式の取得再売を端的に資本取引とする論拠は明確であるが、自己株式売買差益を資本剰余金に計上すべき論拠が明確でないし、とくに売買差損の生ずる場合もあることを考慮するとき、些か納得し難い論であると言はねばならない。

私見によれば自己株式を端的に資本金勘定の仮勘定と解し、自己株式の取得を端的に払込資本金の減少ないし返還と考え、その再売を資本金の変更出資ないし減少した資本の復元と解する。この立場をとるときは、自己株式の取得のさいには額面価額で自己株式勘定の借方記入し、買取価額との差額を減資差益または減資差損として処理し、これを再売するときには額面価額で貸方記入し、額面価額と売却価額との差額を額面超過金として処理する。換言すればわれわれは自己株式の取得と処分各取引を一応独立した別個の資本取引と考えながら株主の出資金持分の変更移転に過ぎないものと考え、私見による会計処理は全く独断のそしりを免れないが、この見解によるときは自己株式の買売およびその買売差益(損)を端的に資本取引と考える理論的根拠がはじめて明白になる。ただしこの見地に立つ限り自己株式売買差益をその他の資本剰余金とみる財務諸表準則の基準解釈は否定されることになる。既述の如く、この準則より後日の規定である財務諸表取扱要領ではその他の資本剰余金の構成項目から除いている。われわれの所論も自己株式売却益をその他の資本剰余金の内訳項目とは解しない。

要するに結論としてわれわれの所見によれば、資本剰余金の分類項目として「その他の資本剰余金」という独立項目を設けるべきであり、さらにはその他の資本剰余金の内訳項目として、(1)資本的支出に充てられることを目的とする困庫補助金・建設助成金、(2)同じく資本的支出に充てられることを目的とした工事負担金、(3)欠損填補のための贈与剰余金および債務免除益、(4)貨幣価値の変動に基づき発生した保険差益の四項目に限定したい。「その他の資本剰余金」を資本剰余金の独立した分類項目として認むべきだとする現行企業会計原則上からの論拠については前述の如く企業会計原則注解(6)

の資本剰余金で欠損を填補する取崩しの第一順位としてこの「その他の資本剰余金」を掲げている点に求めたい。尤も正確には注解(9)では「その他の資本剰余金」という名称を用いず「(3)及び(4)以外の資本剰余金」としているが、このことは企業会計原則がその他の資本剰余金という項目を直截的ではないが認めていると解すべきであり、少くとも(3)及び(4)以外の資本剰余金の内訳項目の会計理論上での整理確立の必要性を要請しているものであることを力説したい。この意味において上記その他の資本剰余金の内訳項目のうち、たとえば建設助成金、工事負担金、株主などの贈与及び債務免除益を贈与資本剰余金とし、保険差益を評価資本剰余金とする会計学者の多数の所論には賛成し難い。

- (1) 飯野利夫論文「剰余金に関する注解とその問題点」黒沢清他著・解説企業会計原則、所載。
- (2) 高松和男・持分会計論、一三〇頁、山折忠恕・前掲書、二三九頁、中村忠著・新株式会社会計、一五七頁、山下勝治著・会計学一般理論、一三〇頁、丹羽康太郎・前掲書、二〇三頁。
- (3) 岡部利良・いわゆる「その他の資本剰余金」批判、「企業会計」一六卷一號。
- (4) 沼田嘉穂・前掲書、一八九—一九〇頁。
- (5) 沼田嘉穂・前掲書、二三四頁、阪本安一・前掲書一五四頁。
- (6) 高松和男・持分会計論、一三〇頁、山折忠恕・前掲書、二四二頁、中村忠・前掲書、一五六—一六〇頁。
- (7) 岡部利良・前掲論文「企業会計」一六卷一號。
- (8) 飯野利夫・前掲論文。
- (9) 高松和男・持分会計論、一五二—一五三頁。
- (10) 山折忠恕・前掲書、二四六頁、阪本安一・前掲書、一五三頁、中村忠・前掲書、一六八—一七二頁。
- (11) 門脇立郎、安田三代人共著・新版企業会計、一六七頁、黒沢清著・近代会計学へ普及版三訂、三八一頁、なお反対説、丹羽康太郎・前掲書、三二五頁。
- (12) 門脇、安田共著・前掲書、一六七—一七〇頁。高松和男著・財務諸表論、一八六—一八七頁。山折忠恕・前掲書、二三三—二三四頁。川合安雄著・財務諸表論、一八〇—一八二頁。清水哲雄論文「資本取引としての自己株式」彦根論叢第一四一號。

### 三 商法及び商法規則におけるその他の資本剰余金

会社の財務計算はすべて商法に準拠して行なわなければならない。また実務上株式会社会社の財務諸表は商法規則(株式会

社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則・昭和三十八年三月三十日法務省令第三十一号、以下単に商法規則という。）にしたがって作成される。したがってわれわれは、商法および商法規則にしたがってその他の資本剰余金の問題を検討してみたい。先づ企業会計原則および商法が会社の資本したがってまた剰余金をどのように分類しているかを比較検討する意味で次に一覧表示する。

企業会計原則（財務諸表規則）

商 法（商法規則）

- |   |  |
|---|--|
| <p>I 資本金</p> <p>II 剰余金</p> <p>(1) 資本剰余金</p> <p>1 資本準備金</p> <p>2 再評価積立金</p> <p>3 その他の資本剰余金</p> <p>(2) 利益剰余金</p> <p>1 利益準備金</p> <p>2 任意積立金</p> <p>3 当期末処分利益剰余金</p> <p>(または当期末処理欠損金)</p> | <p>I 資本金</p> <p>II 法定準備金</p> <p>1 資本準備金</p> <p>2 利益準備金</p> <p>3 再評価積立金</p> <p>III 剰余金（または欠損金）</p> <p>1 任意積立金</p> <p>2 当期末処分利益</p> <p>(または当期末処理欠損)</p> <p>3 当期利益</p> <p>(または当期損失)</p> |
|---|--|

このようにわが国商法と企業会計原則では、自己資本構成項目の分類、したがってまた剰余金の範囲および内容に大きな差異がある。先づ基本的には商法規則では、剰余金を資本剰余金と利益剰余金に区別することなく、その内容は任意積



立金、前期繰越利益および当期純利益だけで、企業会計原則の剰余金よりきわめて狭く解釈している。また会計原則では利益準備金を利益剰余金の一部としているが、商法規則ではこれを剰余金からはずしているし、さらに大きな食い違いとして商法規則では「その他の資本剰余金」が全く姿を消していることである。

このように両者の間に剰余金の解釈について相違のあるのは、商法では端的に言えば、配当可能利益の算定を区分目標としているためである。すなわち商法規則によれば、剰余金は資本金および法定準備金以外の部分であって、会社の純資産額が法定資本および法定準備金の合計額をこえる部分をもって剰余金と規定し、会社の配当可能利益の計算という目的にそくして、配当可能な部分だけを「剰余金」とし配当できない部分については剰余金から除外して別個の概念を与えている。このように剰余金を配当可能利益として規定する考え方は、剰余金の性格を明確にしたものとして一応評価されるべきであらう。

(注) このことは商法第二九〇条第一項が配当可能利益限度額を貸借対照表上の純資産額より、(一)資本金、(二)資本準備金(再評価積立金を含む)および利益準備金の合計額、(三)その決算期に積立つることを要する利益準備金の額を控除したる額を限度とする、という言わば「裏返し」規定を設けていることから明らかである。

われわれのテーマは、この商法規則に含まれていない企業会計原則上の「その他の資本剰余金」をいかに会計処理すべきかにある。これについては商法及び商法規則になんらの規定もない。しかし商法学者の田中誠二博士は、「実定法上その他の資本剰余金——国庫補助金(建設助成金)、工事負担金、保険差益、贈与益債務免除益など——は配当可能財源とならざるを得ない」とし、黒木正憲氏も「商法規則上は企業会計原則上のその他の資本剰余金に属する国庫補助金、保険差益、工事負担金等については一応利益として損益計算書の特別損益の部に計上(異常な利益と考える)する」とされている。会計学者の多数も企業会計原則上「その他の資本剰余金」に属するものと規定されている項目一般は商法上は配当可

能利益であるから、すべてそれらを受入れた決算期の利益として処理され、異常利益として特別損益の部に計上すべきものと主張している。<sup>(4)</sup> すなわち企業会計原則上の利益剰余金と認めるわけであるが、かかる見解には多大の疑問がある。何故なれば、既に詳述した如くその他の資本剰余金の構成項目である国庫補助金、工事負担金、贈与益および債務免除益、保険差益には、利益剰余金として処理されねばならない内容を含んでいるが、明らかに資本剰余金として会計処理すべき内容を多く含んでいるからである。これらをすべて配当可能利益とみることは、その一部または全部が社外に処分される可能性を含んでいるわけであり、序論でも強調した如く会計原則上重要な「資本と利益」の区別を無視し混同する会計処理を招くことになる。<sup>(5)</sup>

(注) このことにつき田中誠二博士は正当にも「立法論としてはわれわれは、企業会計の中心課題が資本と利益をいかに区別するかにあることを考えるとき、その他の資本剰余金を利益配当に使用しうることの不合理は速かに改正する必要を感じるものであるが、昭和三十七年改正法の解釈論としてはこの不合理は認めざるを得ない」といわれている。

それゆえ、この誤った会計処理を避けるためには、せめて利益処分の対象としたうえ、これらを「その他の資本剰余金」として積立てるべきことを強調したい。財務諸表規則第六十三条でも「その他の資本剰余金」につき、資本準備金、再評価積立金以外の資本剰余金で株主総会の承認を得て積み立てられたものをいうと規定している。この場合はもちろんその他の資本剰余金としてその内訳項目が直截に貸借対照表上明示されることになる。しかし商法上はその他の資本剰余金ないしはその内訳科目を、発生した期末の貸借対照表に直ちに記載計上することは、利益処分案を通さずに、貸借対照表上では株主総会の承認をうけない利益処分後のものを記載することになるのでこのような処理は勿論法的には許されない。そこで国庫補助金、工事負担金、保険差益などのその他の資本剰余金構成項目を、発生した決算期の損益計算書ならびに財務諸表規則に準じて作成される剰余金計算書を通して、株主総会提出の利益処分案には未処分利益剰余金にふくめ

て表示し、總會の承認を経て社外に処分することなく、全額を剰余金の部に「その他の資本剰余金」として一括してかか  
げ、しかもその内訳科目を国庫補助金、工事負担金、保険差益などの科目で表示すべきものと考へる。なぜならば、前述  
の如く商法上の剰余金は配当可能利益を表わすが、剰余金の区分のもとに「その他の資本剰余金」として表示するならば  
配当財源が資本剰余金に依存しているか否かを明らかにしうるからである。勿論このように、剰余金の部に「その他の  
資本剰余金」として積立表示することの可能性には、商法学者の間でも議論の分かれているところである。たとえば味村  
治氏<sup>(5)</sup>は否定されているようであるし、上田明信氏や黒木正憲氏は剰余金の部の任意積立金にすべて吸収されるとする見解  
である<sup>(6)</sup>。しかし田中誠二博士は次の如く言われる。「法定の資本準備金のように、その発生つど損益計算書を通過させる  
必要がなくただちに貸借対照表に記載しうるものではないその他の資本剰余金は、貸借対照表上その他の資本剰余金とし  
て表示せねばならないということはない。たかだか利益処分案の承認決議を経て当期利益中の資本剰余金相当部分をそ  
他の資本剰余金として積立てることが可能かどうかの問題が残るにすぎない。そしてそれについては不可能、違法説もあ  
るが、可能論が目的論的に正当ではないかと考へる。なぜならば表示様式上から配当財源が資本剰余金に依存してい  
るか否かを明らかにしうることが表示の目的に副うものだからである。現行法の解釈上はこの程度で甘んずるより致し方がな  
い。」<sup>(7)</sup>

(注) 大住蓮雄博士によれば「商法の立場からは、国庫補助金、工事負担金等は圧縮記帳され、固定資産評価益、贈与益、債務免除益  
はただちに欠損填補に充当されるから、剰余金が出る余地がない。かりに出たとしても、その剰余金は、商法上は利益であつて資  
本準備金の財源とはならず、ただ利益処分によつて、これに該当する金額を「その他の資本剰余金」の名称のもとに、任意積立金  
として積立てることができるだけである。たとへ資本剰余金という名称を付したとしても、商法上は利益の留保たることに變り  
ない。」と。なお大住氏によれば、国庫補助金、工事負担金、贈与益および債務免除益を第一義的には圧縮記帳充当金ないし欠損填  
補充充当金と考へ、配当可能利益とは考へられていないようであることに注目したい。

その他の資本剰余金論

- (1) 高松和男著・例解會計学、一九〇—一九二頁。
- (2) 田中誠二、久保欣哉共著、新株式会社會計法、二五九頁、三二七—三三八頁、三三四頁。
- (3) 黒木正憲「商法規則をめぐる法的立場と會計的立場」企業會計、一五卷五号。
- (4) 沼田嘉穂、前掲書、二二三頁、二三四頁。稲垣富士男著・例解財務諸表論、一九五頁。木内佳市、横山和夫共著・増補実践商法會計、二〇三頁。
- (5) 田中誠二、久保欣哉・前掲書、二六一頁。
- (6) 味村治論文「株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則の解説」企業會計一五卷五号。
- (7) 上田明信論文「逐条解説株式会社の貸借対照表及び損益計算書に関する規則」商事法務研究、二七九号。黒木正憲、前掲論文、企業會計一五卷五号。
- (8) 田中誠二、久保欣哉・前掲書、二六一—二六二頁。
- (9) 大住達雄著・企業會計法の知識、一四〇頁。

四 企業會計原則修正案におけるその他の資本剰余金

最後に企業會計原則及び同注解修正案（昭和四十四年十二月十六日、企業會計審議會第一部会）がその他の資本剰余金をどうみているかについて簡単に触れたい。先づ修正案の貸借対照表原則四の(三)により、資本したがってまた剰余金を如何に分類区分しているかを示すため一覧表にすれば次の如くである。比較対照の意味で上述商法規則によるそれをも重ねて表示する。

企業會計原則修正案

商法規則

I 資本金

I 資本金

1 資本金

II 法定準備金

- 2 新株式払込金
- 新株式申込証拠金

1 資本準備金

II 資本準備金

2 利益準備金

- Ⅲ 再評価積立金
- Ⅳ 利益準備金
- Ⅴ その他の剰余金
  - 1 任意積立金
  - 2 当期未処分利益
- Ⅲ 剰余金
  - 3 再評価積立金
  - 1 任意積立金
  - 2 当期未処分利益
    - (1) 前期繰越利益
    - (2) 当期利益

これを一覧表として表示するが、一見明確のようである。しかし注目すべきは同原則注解修正案注解(四)である。注解十九においては貸借対照表原則四の(三)に規定した剰余金について、「剰余金は次のように資本剰余金と利益剰余金とに分れる。(1)資本剰余金——株式発行差金(額面超過金)、無額面株式の払込剰余金、減資差益、合併差益、再評価積立金等、(2)利益剰余金——利益を源泉とする剰余金」としている。

上述の如く商法規則は貸借対照表上の資本を、資本金、法定準備金、剰余金の三区分に分けることを指示している。この区分は法的根拠に立ちながら配当可能利益の算定表示を目的とする区分である。商法規則においては、剰余金そのものが配当可能利益であった。これに反し、現行企業会計原則では、企業の業績に關係する利益の算定を主目的とする。そのため剰余金を資本剰余金と利益剰余金とに区別し、利益剰余金の中から業績を反映する利益を区分し表示するのである。それは企業に投下された資本と、資本の利用によって生まれた利益とを区別し、これによって企業のもつ収益力を明らかにするために外ならない。この意味においては現行企業会計原則が、剰余金を資本剰余金と利益剰余金とに区別し、貸借対照表上表示することを規定していることは正しい。しかし企業会計原則修正案が、注解十九において剰余金を資本剰余金と利益剰余金に区別することを要請しながら、他面では剰余金を資本準備金、利益剰余金、その他の剰余金に区分

表示することを要請していることは、いたずらに論理の混乱を招くことになりわれわれの到底承服出来ないところである。それはともかく、われわれのテーマであるその他の資本剰余金についてはどうか。修正案では原則及び注解のどこにもその他の資本剰余金にふれていない。その他の資本剰余金の構成項目の例示を規定した注解(4)を削除しているし、資本剰余金で欠損を填補する場合の取崩し順位の第一順位としてその他の資本剰余金を定めた注解(5)も削除している。そして修正案がごく最近発表された関係上、会計学界の間でもいまだこれを取り上げる学者が少ない。それら僅かの会計学者の所論によれば、その他の資本剰余金の内訳項目のうち、国庫補助金・工事負担金については、圧縮記帳にあてるか、この二つの助成金を含めたその他の資本剰余金の内訳項目につき、これを特別利益として組み入れ、後日株主總會でその額を留保したときには、その額を「その他の剰余金」の部に計上し結局実質的には任意積立金と同様な取扱いをなすべしとの見解がある。<sup>(1)(注)</sup>

(注) 四十四年八月七日付で発表した「企業会計原則及び同注解の修正案について」の大蔵省証券局幹事試案では、注解(4)の「資本取引と損益取引の区分について」では「……資本準備金に該当しないいわゆるその他の資本剰余金は損益計算上収益項目として処理されることはやむを得ない。」(傍点筆者)とまで述べているが、修正案ではこれらの字句は削がられている。

前者の圧縮記帳処理の規範的根拠としては、修正案注解(4)が、国庫補助金、工事負担金等で取得した資産については、当該補助金等に相当する金額を注記しなければならないと規定する点に求められる。後者の特別利益として計上し株主總會の決議を経て「その他の剰余金」の部に任意積立金と別個にその他の資本剰余金として計上すべきだとする所論には、商法規則にもとづく会計処理と全く同様で明らかに商法・商法規則への妥協である。特別利益に計上することについてはわれわれは前述の如く強くこれを批判したのであるが、ここでは繰返す必要はない。

今回の企業会計原則修正案は企業会計原則の適正基準から商法・商法規則の適法基準への大きな歩み寄りである。それ

は企業会計原則からの商法・商法規則への妥協である。しかし妥協であるとすれば両者の背後にある会計理論もまた妥協したのであらうか。企業会計原則が前文で強調する如く「将来において商法税法等の企業会計に關係ある諸法令が制定改廃される場合において尊重されなければならない」とすれば、何故商法・商法規則に対してもっと積極的に明確な基本的理念を打出さなかつたのだらうか。稲垣教授も強調される如く「商法が自己の計算原則に準拠して資本準備金を限定列挙しているさいに、企業会計原則自体が資本剰余金として「その他の資本剰余金」を規定しても商法の計算諸表上では「その他の資本剰余金」が利益として扱われることは理の当然である。しかし今日の会計理念としてそれらも資本剰余金性をもつことを企業会計原則で規定しておくに遠慮する必要はないであらう。何故ならば商法の計算理論と企業会計原則のそれとはおのずから適用される場が異なり両者を併存させても差支えないと思ふから」と。もちろんこの場合は、上記の如く「その他の資本剰余金」項目を特別利益として損益計算書に計上し、総会の承認を経てその他の剰余金の区分のもとに「その他の資本剰余金」として任意積立金と別個に積立てる方式によらず、既述の財務諸表規則第六十三条の区分のように、株主總會の承認をえて、「その他の資本剰余金」として独立した区分に——たとえば再評価積立金の次に——計上しその他の資本剰余金項目の資本剰余金性を認めるよう修正案を修正することを切望する。

(1) 川合安雄・前掲書、一七四頁。木内佳市、横山和夫共著・増補実践商法会計、五三頁、同共著・増補実践企業会計原則、三六八頁。

(2) 稲垣富士男「企業会計原則及び企業会計原則注解の修正案について」の批判、商学論纂一〇巻六号。

(四五・九・二〇稿)